国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。		
現行	改正	備考
国立大学法人東京農工大学職員給与規程 平成16年4月7日 16経教規則30号		
第1条~第32条 省略	第1条~第32条 省略(現行どおり)	
(超過勤務手当) 第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。 一 所定の労働時間に割り振られた日における勤務 100分の125 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135 三 前二号に掲げる勤務時間の合計(法定休日(労働時間規程第9条の規定により代休日となった日を含む。)における勤務を除く。)が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた勤務 100分の150	(超過勤務手当) 第33条 労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間以外の時間(第36条の規定により休日勤務特別手当が支給される日に勤務する時間を除く。)に勤務することを命じられた職員には、所定の労働時間以外の時間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に所定の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ各号に掲げる割合(その勤務が労働時間等規程第13条の規定による深夜において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第23条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員には支給しない。 一 所定の労働時間に割り振られた日における勤務 100分の125 二 休日における勤務 100分の135 三 前二号に掲げる勤務時間の合計が1箇月について60時間を超えた場合におけるその超えた勤務 100分の150	
第35条~第37条 省略	第34条~第37条 省略(現行どおり)	
(期末手当)	(期末手当)	
第38条 省略	第38条 省略(現行どおり)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡	2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡	
した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この	した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この	
条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶	条及び次条において同じ。)において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額及び扶	
養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、	養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、	
次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する	次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する	

地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の125、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)に、基準目以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)~(3) 省略

- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

(勤勉手当)

第39条 省略(現行どおり)

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の65 (特定幹部職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 省略(現行どおり)
- 4 省略(現行どおり)

第40条~第44条 省略

附 則 省略

地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「役職段階別加算額」という。)(次の表(2)に定める職員(以下「特定幹部職員」という。)にあっては、その額に俸給月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額(以下「管理職加算額」という。)を加算した額)を加算した額を基礎として、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の135を乗じて得た額(特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の115を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)~(3) 省略(現行どおり)

- 3 省略(現行どおり)
- 4 省略(現行どおり)
- 5 省略 (現行どおり)

(勤勉手当)

第39条 省略 (現行どおり)

- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5 (特定幹部職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 省略(現行どおり)
- 4 省略 (現行どおり)

第40条~第44条 省略(現行どおり)

附 則 省略(現行どおり)

附 則(23 経規程第17号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。